

## 四〇年の軌跡から未来を拓く

(司会) 富 菊 池 定 信  
田 敬 一  
中 渡 辺

渡辺中 本日総合司会を担当させていただきます法学部教務主任の渡辺です。よろしくお願ひ申し上げます。本日ご臨席いただきました皆様には、お忙しい中お越しいただきましたことを心から感謝申し上げます。今回の講演会は、ご案内にありますように「四〇年の軌跡から未来を拓く」というテーマを設定させていただきました。そして講演者として菊池定信先生並びに富田敬一先生をお招きいたしましてご講演いただきたいということで設定をいたしました。このお二人の先生方は昭和四一年に法学部が創設された当初からおられまして、まさに四〇年間法学部の発展にご尽力を賜りましたお二人です。その意味では、このお二人はまさに法学部四〇年の歩みそのものの方々です。そういふた意味で「ローマ法を通してローマ法の上に」という言葉がございますけれども、この四〇年の法学部の設置を踏まえて、それを通してさらにその四〇年の上にとわれわれは考えておりまして、本日両先生方からご講演をいただい

たお言葉をかみしめながら、将来に向けてわれわれは今日から法学部の伝統を構築するために努力して参りたいと考えております。

講演に先立ちまして、法学部長高橋敏よりご挨拶をさせていただきたいと思います。では先生、お願ひいたします。

**高橋敏** まずは、あけましておめでとうございます。本年も皆様よろしくお願ひいたします。司会のほうからご案内のとおり、本日は法学部四〇周年の記念行事と、六月から五回にわたりまして開催してきましたけれども、今日はその最後を飾るかたちで、菊池定信先生、富田敬一先生にご登壇いただく講演会を開催することになりました。

先程のご紹介で十分皆様方ご承知の先生方ですので多くはいらっしゃらないと思思いますけれども、法学部としては法学部創設以来の先生で、これまでの法学部四〇年の歩みの中でもご苦労された。それから、両名の先生方はまたそろって国士館大学の教育行政面においても理事としてご尽力された先生であります。大学全体の中での法学部の位置付け、役割ということも十分配慮したうえで活動していただいた先生方で、そういう意味でのお話をいただけるかと思います。

法学部としても四〇年を節目としますけれども、さらにその延長上にわれわれが今度は頑張らなければならない立場ですでの、われわれに対するご意見、またご叱咤も含めたお話をいただければと思います。この場をかりまして、お二方には法学部を代表して深い感謝を申し上げるとともに、今後の法学部もよろしくご指導をお願い申し上げまして、学部長としての挨拶に代えたいと思います。よろしくお願ひいたします。

**渡辺中** それでは、まず菊池先生のほうからご講演をいただきたいと思います。

### 〈菊池定信〉

國立館大學法学部創設四〇周年、心からお祝い申し上げます。私は、その創設時から四十一年間、法学部の専任教員として在職してきました。その記念すべき今年の三月に、定年を迎えます。

その間、法学部はもとより、本学の教職員の皆様から、多くのご指導とご支援を賜つてまいりました。厚く御礼を申し上げたいと思います。

ところで、昨年の早い時期から、法学部では、創設四〇周年の記念講演会を催す計画があり、そこで私が話すようにな、という実行委員からの申出を受けました。しかし、それから、半年以上経つても、私は、何を話すべきか、その主題を絞ることができませんでした。これまでの四十一年の永い間には、法学部のことだけでも、今後に残しておきたい話題は尽きないのに、それらをただ漠然と話すことに躊躇する面があつたからです。しかし、講演会のテーマも決まりましたので、その趣旨から、本日は、二つの話題、すなわち、その一は新生法学部設置の頃の特色について、その二は大学院法学研究科の増設準備のことについて話してみようと思います。そして、最後に、今後の法学部の発展のために何か一言提案して、講演会に参加する責務を果たしたいと考えております。

本学法学部は、文学部とともに設置が認可され、昭和四一年四月一日、専任教員一六名、学生の入学定員一〇〇名という規模でスタートしております。そこで本日は、その法学部の設置の頃の特色などについて話してみます。

先ず、設置当時の法学部の特色として、最初に挙げなければならないのは、専門科目のカリキュラムの編成とその履修に関してです。

すなわち、新生法学部は、大学内における学生の勉学というものを重視したことです。専門科目一科目の単位を三単位とし、また、法学演習科目を二単位として、卒業所要単位を一三五単位としました。そして、すべての科目とも、授業回数の三分の二以上の出席がなければ、成績を判定しない、という内規の遵守を徹底しておりました。その趣旨は、大学内において学生を勉強させ、その面倒をよくみる、という教育方針を基本としていたからにほかなりません。

このことを実現するために、少人数教育（テューラー・システム）を徹底しました。入学定員一〇〇名という小規

模の学部にあって、例えば、必修の各専門科目には二つの競合講義を併設したこと、また、第一学年から第四学年度まで、学生との対話を重視した専門の法学演習科目を設け、各学年の各ゼミとも、その応募定員を少なくしたこと、

さらに、多数の専門選択科目を配して少人数教育に徹したことなどを挙げることができます。

その当時は、いわゆる学生運動が盛んになりつつあり、大学の荒廃が大きな社会問題となつておりました。このようないくつかの状況下にありながら、新生法学部は、半ば強制しても学生を出校させて、真摯に勉強させる、という教育方針を探り続けてきました。これが新生法学部の第一の特色として挙げることができます。

次に、法学部では、その設置当時から、法学教育の一環として学生の主体的な課外活動を奨励し、これを積極的に支援したことです。このことの具体的な例として、取り敢えず、次の五つを挙げておきます。

第一は、法律討論会の開催です。法学部が設置された昭和四一年は一年生が在学するだけでしたが、その一年生が第一回法律討論会を開催しております。一年生の数名が登壇して弁論をし、会場からの質問に答弁をし、その結果について三・四名の教員が採点する、という方式の討論会でした。第二回目は、その年度末に、同じ一年生が自発的に開催しております。その後、毎年開催して法学部の伝統となつておりましたが、学生の負担等を考慮し、現在では、隔年に開催されております。

第二は、法律相談室の開設です。昭和四二年一月三日の大学祭に二名の専任教員と数名の一年生が参加しております。この法律相談は大学祭参加行事として、その後も続けられております。学生にとっては、具体的な事件を見聞する機会となり、これを契機として法律系の資格を取得した学生もあります。

第三は、研修室の設置です。昭和四二年の新学期頃から、国家試験の受験勉強をするために学生中心のゼミが自主的に開かれておりました。それが昭和四三年に、法学部内の「法学研修室」として認められ、それからは、専任教員による受験指導が行われるようになりました。当時の研修室は、週二回、授業終了後に一〇号館地階の中村宗雄研究室で開かれておりましたが、間もなく、自習のために専用の一室が与えられました。この研修室という形態での受験指導は、若干変更されているものの、現在も存続しております。

第四は、模擬裁判の開廷です。昭和四三年一月三日に第一回が開廷され、その後は、毎年開廷しておりました。しかし、現在では、隔年開廷となっています。この模擬裁判は、その脚本、演出その他全てが学生中心で行われております。指導教員は、リハーサルの際に助言をする程度です。とくに、脚本担当の学生は、模擬法廷における裁判長の訴訟指揮、原告・被告の弁論、証人の証言などのせりふを書かなければなりませんので大変です。そこで、早くから、類似の事件の裁判記録や参考文献、判例等に当たり、また、法廷を見学して裁判の実際を学ぶことにしております。

第五は、国士館法学会誌の発刊です。「国士館法学会誌」というのは、学生が自ら執筆した論文を掲載する法学会の機関誌です。第四年次の法学演習では、学生は卒業論文を執筆して提出しなければなりませんが、その中には、優れたものもありましたので、これをゼミ教員の指導や編集委員の審査を経て掲載することにしておりました。その創刊号を発刊したのが昭和四四年四月です。以後、毎年発刊しておりますが、現在では、その編集方針・内容を変え、

四年生全員の卒業論文の要旨等を掲載することにしております。

法学部設置認可の際の専任教員についても触れておきたいと思います。専任教員は一六名でしたが、各教授はそれぞれ、その分野を代表する著名な学者、実務家でした。

例えば、公法関係では、比較憲法の土橋友四郎先生、民事法関係では、元日本大学学長で民法、商法の東季彦先生、日本学士院会員で民事訴訟法の中村宗雄先生、政経学部兼任で商法の佐野重雄先生、刑事法関係では、元裁判官で刑法の小泉英一先生、元検事総長で刑事学の花井忠先生、元裁判官で刑事訴訟法の武田軍治先生、諸法関係では、ローマ法の戸倉広先生、無体財産権法の瀧野文三先生、そして、税法の田中勝次郎先生が専任教員でした。

そのうち、特に法学部の設置を推進し、その後の法学部の発展に尽力されたのは、中村宗雄先生です。そこで、少し、國士館と中村先生のことについて話してみたいと思います。

中村先生は、法学部創設以前から國士館と深い関係がありました。先生は、本学創立者の柴田徳次郎総長とは、早稲田大学の同窓であり、昭和三二年からは、國士館の理事を兼務されております。そして、早稲田大学定年後は、國士館大学教授となり、法学部創設の中心となられました。

中村先生は、法学部の創設だけではなく、その後の発展にも大きな働きをされております。例えば、教員と学生とが一体となって自主的な研究活動を行う國士館大学法学会を設立されました。とくに、学生の自主的研究を助長するため、その成果を掲載する國士館法学会誌の発刊、前述の法律討論会や模擬裁判の開催、法学演習による学生指導の充実等に尽力されております。先生は、常々、「教員・学生が一体となって真に東西の文化を融合させた國士館法学の樹立に努めなければならない。」と強調されておりました。

中村先生は、昭和四八年、國士館の体質を改善し、その近代化を実現しなければ、その未来はない、と力説されて、各学部長からなる「近代化委員会」を組織し、その委員長に就任して、大学機構や学生指導等の改革に着手されました。しかしながら、種々の心労がたり、昭和五〇年八月一〇日、改革半ばにして突然逝去されました。法学部教職員及び学生は、その中村先生の死を悔み、遺徳を偲んで、四十九日目の日に、本学において、「中村先生を偲ぶ会」を催しております。また、先生のご遺族の寄付などを資源として、「中村奨学金」制度を創設し、毎年、若干の卒業生に記念品を贈呈しております。

次に、法学部では、昭和五〇年代から、歴代の学部長が大学院法学研究科増設の必要を力説されて、その旨を法人に申し入れておりました。しかしそれから二〇年以上を経過しても、その増設は認められませんでした。法人の回答は、何時も、採算が取れないとか、校舎や教室が足りない、というものでした。

平成四年四月、法学部長になつた私は、毎週のように、当時の理事長松島博先生にお目にかかり、大学院構想を説明し、また、法学部に法学研究科がないのは本学だけである、などと指摘して、その増設を要請してきました。そしてようやく、松島理事長から、大学院の具体的な案を持ってくるように、という前向きの話がありました。

早速、法学部に設置準備委員会を組織し、そこで、具体的な法学研究科の設置趣旨や教育内容、担当教員等につき検討し纏めてみましたが、何分、素人集団の作文ですから、その成案に確信をもてません。そこで、大学院の設置を経験した大学の関係者に直接教わるのが一番よい、ということになりました。その頃、法学研究科を設置した三つの大学に交渉し、その大学院関係者から申請資料や有益な助言をいただいております。特に、再三、面談して、ご指導いただいたのが渡辺中教授、小橋昇助教授の恩師・明治大学名譽教授で、当時、駿河台大学学長の和田英夫先生です。

和田先生からは、設置に備えて三つのことを心掛けるよう注意されました。その一つは、学部内をまとめる事と、二つ目は、文部省で何を言われても我慢すること、三つ目は、法人の全面的な協力を得るように、ということでした。この二つめの文部省との交渉が特に難関でした。現在では、規制緩和の影響で、大学院や学部の設置は自由設立に近い状態ですが、当時は、文部省の設置担当窓口が非常に厳しく、例えば、国士館の関係諸規定についての不備を注意されるだけでなく、設置関係文書の誤字、誤記まで指摘され、最後は、設置申請が却下されるよりも、不受理とする方がよいでしょう、などと言われました。しかし、申請する方は必死ですから、修正に修正を重ねてようやく申請の締切りに間に合った、という経緯があります。なお、付言しますと、当時の本学には、設置申請上、極めて不都合な問題が発生しておりました。その一つは、ある学部・学科の学生定員超過の問題であり、もう一つは、ある学部の不正入試事件に関する問題でした。

平成七年四月、文部省より認可された本学大学院法学研究科は、学生定員一〇〇名でスタートしました。

法学研究科の設置目的は、一言で言うと、高度職業人の養成であり、そのために、憲法、民法、刑法の基幹科目を充実し、さらに、高度職業人に必要な専門実務教育を行ったために、例えば、税法、国際取引法、経営法学、犯罪者処遇等の科目を揃えた、ということに尽きます。高度職業人の養成のために、憲・民・刑の基礎科目を充実したことにについては、設置審査をした専門委員の間で評判がよかつた、ということを後に聞いております。また、大学院の設置目的といえば、当時は、研究者の養成とするのが当たり前でした。しかし、法学研究科では、職業人の養成を目的として掲げ、これを貫徹する指導体制を編成しました。当時は、この点が大いに注目され、初年度の法学研究科の入学志願者は一〇〇名を超える盛況でした。

現在、法学研究科では、定員増やカリキュラムの見直しをし、その抜本的な改革をする方針で一致しております。

例えば、高齢者や多重債務などに関係する特殊科目や演習科目の開設が必要である、といわれております。そのような見直しや改革をして充実・発展されるよう期待しております。

近時、法学部には、新たに、現代ビジネス法学科が併設されました。この学科では、多彩な学科目を編成して実学的な研究及び指導を行っております。また、大学院には、総合知的財産法研究科を増設しました。昭和四一年の設置当時には、法学部は法律学科だけの単科学部でしたが、現在では、二学科を有する学部に、更に、その上に、二つの大学院研究科を併設する規模に発展しております。

これらの設置・増設は、斬新な学科・大学院を構想するものですから、その準備段階から種々の議論があり、そして問題に直面したことと思います。そのことについては、それらの設置準備に直接関わった前法学部長（法学研究科委員長）渡邊則芳教授、現法学部長高橋敏教授、総合知的財産法研究科主任加藤直隆助教授等が、今後のこのような法学部の記念行事等の際に話されることと思います。

私は、このごろ、法学部がこのように充実し発展した要因は何か、と考えことがあります。そのことについて、いま、四十一年を振り返って言えますことは、これが法学部教育の充実・発展の基礎である、というように感じていることが二つあります。その一つは、前に述べました諸行事の助成や研修指導等にみられるように、法学部では、創設以来、学生の自主的な研究活動を積極的に支援する教育体制を堅持してきたこと、それから、もう一つは、法学演習や少人数授業等にみられるように、学生一人ひとりの面倒をよくみる指導方針（チューター・システム）を堅持してきたことの二点です。これらは、法学部の伝統として、また、今後の発展のために、これからも受け継いでいくて

もらいたいと思います。

よく、昔から言われることに、「制度は畢竟するに人にあり」という格言があります。その意味は、どのように完全無欠な制度や仕組みを創つても、その成果は、それを運用する人次第だ、というように私は解釈しております。つまり、私が最後に強調したいことは、皆さん一人ひとりが、これから国士館、そして法学部を担っている、法学部の将来は皆さんの双肩にかかる、ということです。そういう自覚をもつて益々のご奮闘を祈念いたします。

法学部の発展と皆さんのご活躍をお祈りし、これで本講演会への責めを果たしたことになります。  
どうもありがとうございました。

平成一九年一月九日

渡辺中 先生、どうもありがとうございました。ちょうど四五分、どんびしやりでした。ありがとうございました。  
続きまして富田敬一先生をご紹介いたします。富田先生は四〇年にわたって刑法をご担当いただきまして、法学部の発展に本当にご尽力をいたただいた方です。それでは、富田先生、よろしくお願ひいたします。



富田先生にもご講演を頂きましたが、ご本人の申し出により、本記念号への掲載についてはご辞退されることになりました。